

国立大学法人香川大学における新型コロナウイルス感染症への対応指針

(本指針は令和5年4月1日から5月7日までの適用とする。)

方 針：本対応指針は、大学の学生、教職員及びその家族の健康と安全を確保するとともに、大学における感染拡大防止のため策定するもの。

留意点：原則として、大学共通の対応指針とするが、医学部及び附属病院については、その機能及び社会的使命に鑑み、別途定める。

現在の状況	制限レベル	入構	授業(教育活動)	課外活動	研究活動	管理運営活動	会議	移動制限
感染警戒対策期 (香川県)	無	【学生・教員・職員】 ・可	【学生・教員・職員】 ・基本的な感染防止対策を講じた上で対面により実施	【学生】 ・状況に応じた基本的な感染防止対策を講じた上で実施	【学生・教員・職員】 ・状況に応じた基本的な感染防止対策を講じた上で実施	【職員】 ・状況に応じた基本的な感染防止対策を講じた上で実施	【教員・職員】 ・状況に応じた基本的な感染防止対策を講じた上で実施	【学生・教員・職員】 ・状況に応じた基本的な感染防止対策を図る
	小	【学生・教員・職員】 ・感染防止対策の上、可	【学生・教員・職員】 ・感染防止対策(3密回避等)の上、必要度が高い場合対面可 (詳細は各学部・研究科及び授業担当教員の指示に従うこと)	【学生】 ・感染防止対策(3密回避等)の上、実施 (※ 各局からの指示がある場合は、その指示に従う)	【学生・教員・職員】 ・感染防止対策(3密回避等)の上、実施 ・学会等は感染防止対策が十分な場合は参加・開催可 ・県外における活動については、「移動制限」事項記載内容に準拠する。	【職員】 ・感染防止対策(3密回避等)の上、実施 (在宅勤務、時差出勤等を推奨)	【教員・職員】 ・感染防止対策(3密回避等)の上、実施	【学生・教員・職員】 ・感染防止対策(3密回避等)を徹底 (帰県後は7日間の健康観察及び行動記録)
	中	【学生】 ・不要不急の入構自粛 (※ 生協、PCルーム、図書館、講義室利用は可。課外活動に伴う入構は、課外活動事項を参照のこと。) 【教員・職員】 ・感染防止対策の上、可	【学生・教員】 ・感染防止対策(3密回避等)の上、対面による授業実施を行う。ただし、近距離、長時間での対面となる授業等感染リスクが高いと思われる授業については、感染対策を徹底したうえで実施する。 (ただし、各学部・研究科及び授業担当教員から指示があった場合は、それに従うこと)	【学生】 ・一部制限付実施 (※ 県外での試合、練習等には事前申請のうえ要許可) (※ 基本的感染対策を徹底したうえで実施。各局からの指示がある場合は、その指示に従う)	【学生・教員】 ・感染防止対策の徹底 ・県外における活動については、「移動制限」事項記載内容に準拠する。 【研究指導】 ・感染防止対策を徹底したうえで、対面での指導を実施	【職員】 ・感染防止対策(3密回避等)の上、実施 (可能な業務に在宅勤務を適用)	【教員・職員】 ・可能であれば遠隔会議 (困難な場合は感染防止対策(3密回避)の上、実施)	【学生・教職員】 ・不要不急の県外への移動は慎重に検討する。 都道府県をまたぐ移動は、基本的な感染防止策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控える。 (帰県後は7日間の健康観察及び行動記録)
	大	【学生】 ・原則禁止 (※ 生協、PCルーム、図書館、講義室利用は可) 【教員・職員】 ・感染防止対策の上、可 (※ 生協等利用は限定的に可) ※生協は短縮営業で、感染防止対策(3密回避・マスク着用)を遵守出来ない場合は入店禁止	【学生・教員】 ・遠隔講義で実施 (可能な限り在宅で対応、ただし、PCルーム、図書館、講義室利用は可) ・レポート等の提出は、Moodle、メールのみ ・学生からの問い合わせは、電話、メールで対応	【学生】 ・禁止 (ただし、公的な大会・行事に参加する場合は、例外的に一定制限のもと練習を許可する場合がある。)	【学生・教員】 ・感染防止対策の徹底 ・県外における活動については、「移動制限」事項記載内容に準拠する。 【研究指導】 ・ゼミ等対面での指導は、やむをえない事由での活動に限り、部局長等の判断の下で最小限の実施(学生への活動の強制は禁止)	【職員】 ・可能な限り在宅勤務で対応	【教員・職員】 ・不要不急の会議中止 (その他は遠隔会議)	【学生】 ・県外移動は原則禁止 (県外からの帰県後は7日間の自宅待機) 【教員・職員】 ・県外移動は原則禁止(通勤・地域医療支援を除く) (県外からの移動後は7日間の自宅待機。ただし、部局長等判断により、一部行動制限付きの待機期間短縮あり。)
	禁止	【学生】 ・禁止 【教員・職員】 ・危機対策本部長が認めた者のみ可 (原則在宅勤務で対応)	【学生・教員】 ・遠隔講義のみ実施 (在宅でのみ可) ・レポート等の提出は、Moodle、メールのみ ・学生からの問い合わせは、メールで対応	【学生】 ・禁止	【学生・教員】 ・学内外での全ての研究活動を停止 ・研究基盤維持のため最小限の業務のみ、部局長の許諾の下で対応	【職員】 ・最低限の大学機能維持業務のみ最小人数で実施(その他は在宅勤務で対応)	【教員・職員】 ・原則中止 (緊急の場合遠隔会議)	【学生・教員・職員】 ・県外移動禁止 (自宅待機を併せて要請)

※ 黄色部分が現在該当する箇所